

# 横断的事項について （医療連携体制加算、地域区分） 論点等

# 横断的事項について

## 横断的事項に係る論点

- 論点 1 医療連携体制加算の算定要件の明確化について . . . . . 2
- 論点 2 地域区分について . . . . . 14

# 【論点1】医療連携体制加算の算定要件の明確化について

## 現状・課題

医療連携体制加算には、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、

- ・ 利用者に看護を提供した場合
  - ・ 認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合
- を算定要件とする仕組みがあり、近年、各サービスにおける算定事業所数が急増している。

- 現状の報酬告示等の算定要件では、利用者の主治医やかかりつけ医以外の医師からの指示や、事業所の利用者全員に対して同じ指示を適用させる、短時間で多数の算定を行うなどの実施形態が排除されていない。これらの実施形態について、複数の自治体から適用について相談が寄せられているほか、自治体によっては独自に通知を発出するなどの対応を行っている。

一方で、医療的ケア児者の短期入所の受け皿が逼迫している現状にかんがみ、常時の看護師配置が難しい福祉型短期入所でも、医療機関等との連携により医療的ケア児者を受け入れることを可能としていく必要があるが、現状の医療連携体制加算の単価では、長時間の看護師の訪問経費を賄うことが難しい。

## 論点

各サービスにおいて提供されている医療・看護として、医療的ケアや一般的な健康管理等が実施されているが、実施にかかる看護職員の手間の違いについてどのように考えるか。

- 看護職員の手間については、人工呼吸器管理などの高度な医療を必要とする場合もあることをどう考えるか。
- 利用者個々にかかる医療・看護の必要性を一定程度客観的に担保する必要があると考えるがどうか。

## 検討の方向性

各サービスにおいて提供されている医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行ってはどうか。

医療機関等からの指示については、日頃から利用者を診察しているかかりつけ医や主治医、協力医療機関からの指示に基づいて医療・看護を提供することや医師からの指示は文書によって受けることを明確化してはどうか。

- 福祉型短期入所については、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設けてはどうか。

# 障害福祉サービスにおける医療・看護の提供体制

サービス類型	生活介護	短期入所		施設入所支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援、就労継続支援A型、B型	共同生活援助	児童発達支援		放課後等デイサービス		福祉型障害児入所施設	
		短期入所 (福祉型)	短期入所 (福祉型強化)						重心以外	重心型	重心以外	重心型	知的障害児 盲児又はろうあ児	自閉症児 肢体不自由児
人員基準上の看護職員の配置	あり	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり	なし	あり
配置型の看護職員にかかる加算	常勤看護職員等配置加算 ( )( )	常勤看護職員等配置加算	常勤看護職員等配置加算	夜間看護体制加算	—	・看護職員配置加算( ) ・看護職員配置加算( ) ( )は宿泊型自立訓練のみ	—	看護職員配置加算	看護職員配置加算 ( )( ) ( )	看護職員加配加算 ( )( )	看護職員配置加算 ( )( ) ( )	看護職員加配加算 ( )( )	看護職員配置加算 ( )( )	看護職員配置加算 ( )
連携型の看護職員にかかる加算	—	医療連携体制加算 ( )( ) ( )( ) ( )( ) ( )	—	—	—	医療連携体制加算 ( )( ) ( )( )	医療連携体制加算 ( )( ) ( )( )	医療連携体制加算 ( )( ) ( )( ) ( )	医療連携体制加算 ( )( ) ( )( ) ( )( )	—	医療連携体制加算 ( )( ) ( )( ) ( )( )	—	—	—

# 医療連携体制加算の対象サービス

対象サービス：指定基準上、看護職員（保健師、看護師又は准看護師）の配置を要しない事業所

医療連携体 加算の種類	加算単位数	要件	短期入 所 (福祉 型) (a)	重度障 害者等 包括支 援 (b)	自立訓 練(生 活訓 練) (c)	就労移 行支援 (d)	就労継 続A型 (e)	就労継 続B型 (f)	共同生 活援助 (g)	児童発 達支援 (重心 以外) (h)	放課後 等デイ サービ ス (重心 以外) (i)
	a,b) 600単位/日 その他) 500単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(1人)に対して看護を行った場合(4時間以下)									
	a,b) 300単位/日 その他) 250単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(2~8人)に対して看護を行った場合(4時間以下)									
	500単位/日 (看護職員 1人あたり)	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合									
	100単位/日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合									
	39単位/日	日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合									
(b)(h)(i) は	1,000単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(1人)に対して看護を行った場合(4時間超)									
(b)(h)(i) は	500単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(2~8人)に対して看護を行った場合(4時間超)									

# 医療連携体制加算の算定要件① < 報酬告示(短期入所の場合) >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第523号）

## イ 医療連携体制加算( ) 600単位

- 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。（略）

## ロ 医療連携体制加算( ) 300単位

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。（略）

## ハ 医療連携体制加算( ) 500単位

- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰かくたん吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。（略）

## ニ 医療連携体制加算( ) 100単位

- 4 ニについては、喀痰かくたん吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰かくたん吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。（略）

## ホ 医療連携体制加算( ) 39単位

- 5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。（略）

## ヘ 医療連携体制加算( ) 1,000単位

- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。（略）

## ト 医療連携体制加算( ) 500単位

- 7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。（略）

- 8 ヘ及びトについては、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発1031001 最終改正平31年障発0327第30）

### □ 医療連携体制加算の取扱いについて

- (一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算( )、( )及び( )については、医療機関等との連携により、看護職員を（指定短期入所事業所等）に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。
- ア（指定短期入所事業所等）は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。
- イ（指定短期入所事業所等）は、当該障害者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。
- ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）
- (二) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算( )については、3の(8)（共同生活援助サービス費）の の医療連携体制加算( )の規定を準用する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年9月29日 厚生労働省告示第523号)

### □ 医療連携体制加算( )について

- ニ 介護給付費等単位数表第7の5のホの医療連携体制加算( )を算定すべき同5の注5に規定する指定短期入所事業所等の施設基準
- (1) 当該指定短期入所事業所等の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)との連携により、看護師を一名以上確保していること。
  - (2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
  - (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001 最終改正平31年障発0327第30)

報酬告示第15の7の医療連携体制加算( )については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して(指定共同生活援助事業所等)で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。

したがって、

- (一) 利用者の状態の判断や、(指定共同生活援助事業所等)の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。
- (二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該(指定共同生活援助事業所等)の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
- (三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
  - ・ 利用者に対する日常的な健康管理
  - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、急性期における医師や医療機関との連携体制、入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。



# 医療連携体制加算の算定事例

## ■ 医療・看護の内容について

- ✓ 1枚の指示書に10名以上の児童の名前が書かれており、指示の内容は「メンタルケアをお願いします」と書かれている。
- ✓ 指示書に児童の名前がなく、指示の内容は「看護（バイタルサイン測定、一般状態観察、メンタルケア、主治医との連携）」と書かれている。この指示書を希望があったすべての利用者に適用している。
- ✓ 面接や診察なしで医師が指示書を作成している。
- ✓ メンタルケア（メンタルヘルスにかかる問診、体温・血圧測定）を原則、毎日実施している。（8名で30分程度）

## ■ その他

- ✓ 障害福祉サービス事業所に対し、「医療連携体制加算」の取得支援を謳った営業が行われている。また、訪問看護ステーションに対しても、医療体制連携加算の契約を促したり、医療連携体制加算の契約を前提とした起業支援の営業が行われている。

# 自治体の対応事例

## 指定児童発達支援事業所等が医療連携体制加算( )、( )を算定する要件について (各市町村障がい者(児)支援担当課長宛通知)

医療連携体制加算( )、( )については、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)に規定されているとおり、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し加算を算定することが認められている。

が実施している実地指導等において、バイタルチェックのみ実施したことをもって、医療連携体制加算( )、( )を算定している事業所が散見されることから、告示及び留意事項通知等と併せて下記の要件を満たした場合に算定できるものとする。

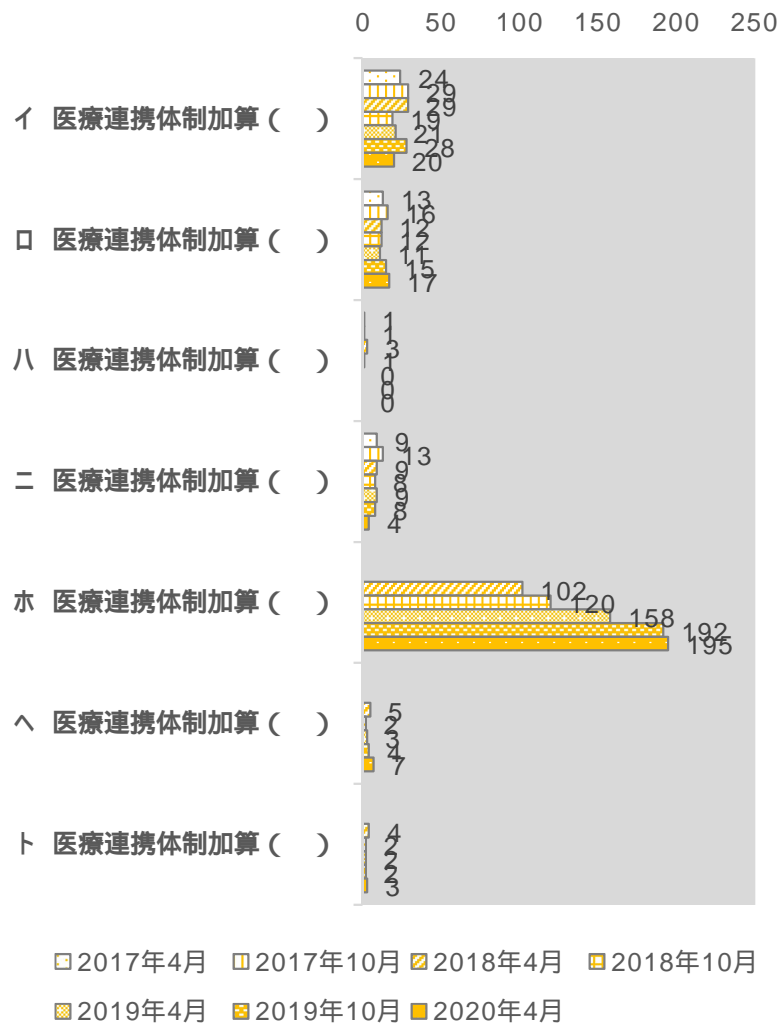
1. 障がい児ごとに医師の指示書を取っていること。なお、指示書の有効期限が過ぎている場合は算定不可となるため、指示書の有効期限が切れた場合には、医師に再度看護の必要性を確認すること。
2. 個別支援計画に医療連携体制加算による看護・医療的ケアの必要性及び実施する行為について、指示書に基づき記載すること。
3. 医療機関等と文書による契約を締結すること。

# 【短期入所】 医療連携体制加算の算定状況等

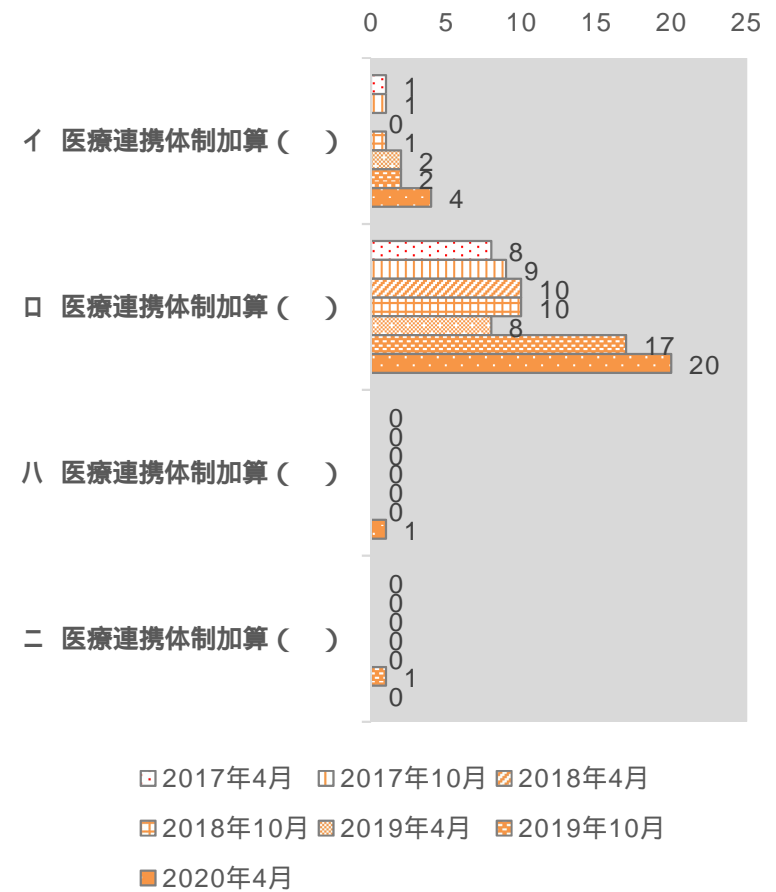
福祉型短期入所では、看護職員による日常的な健康管理を行う医療連携体制加算 の算定事業所が多い。

## ■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移

### 福祉型短期入所



### 自立訓練（生活訓練）



重度障害者等包括支援においては、医療連携体制加算の算定事業所なし。

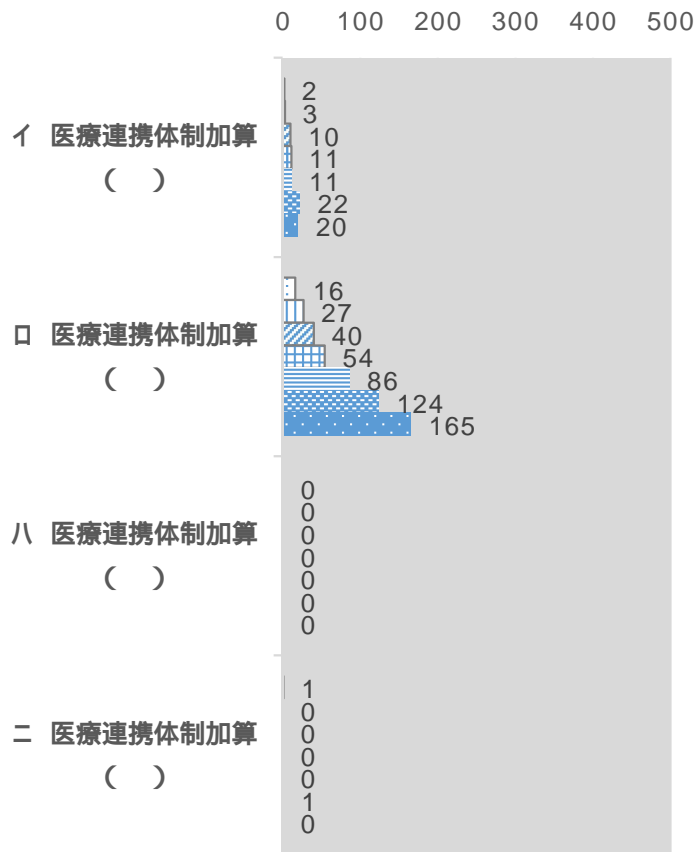
【出典】国保連データ

# 【就労支援】 医療連携体制加算の算定状況

就労支援にかかるサービスでは、利用者（2～8人）に対して看護を行う（4時間以下）医療連携体制加算 の算定事業所が多い。  
医療連携体制加算の算定事業所数は年々増加している。

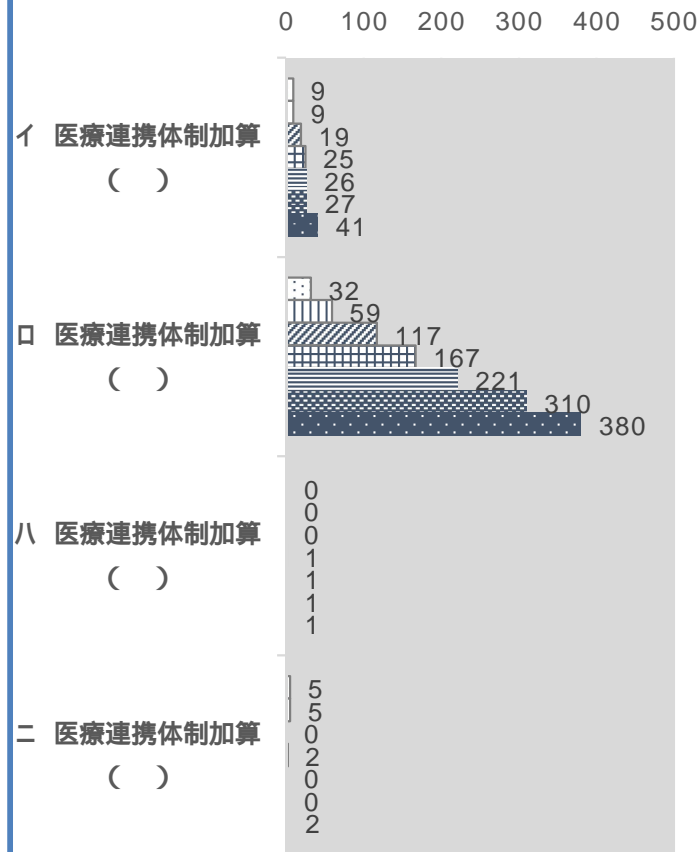
## ■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移

### 就労移行支援



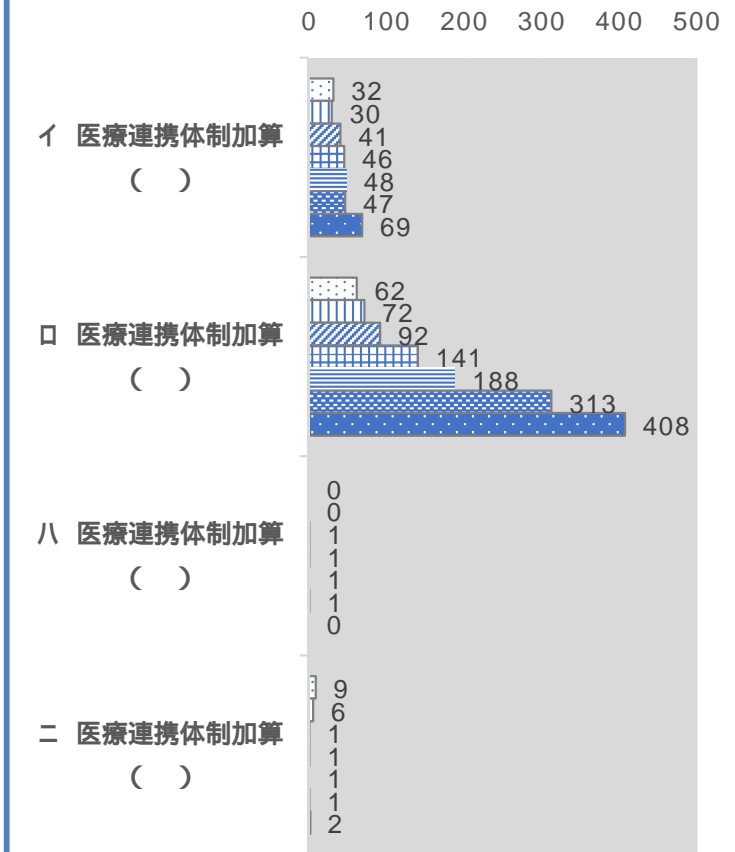
□ 2017年4月 □ 2017年10月 ■ 2018年4月  
▨ 2018年10月 ≡ 2019年4月 ■ 2019年10月  
■ 2020年4月

### 就労継続支援A型



□ 2017年4月 □ 2017年10月 ■ 2018年4月  
▨ 2018年10月 ≡ 2019年4月 ■ 2019年10月  
■ 2020年4月

### 就労継続支援B型

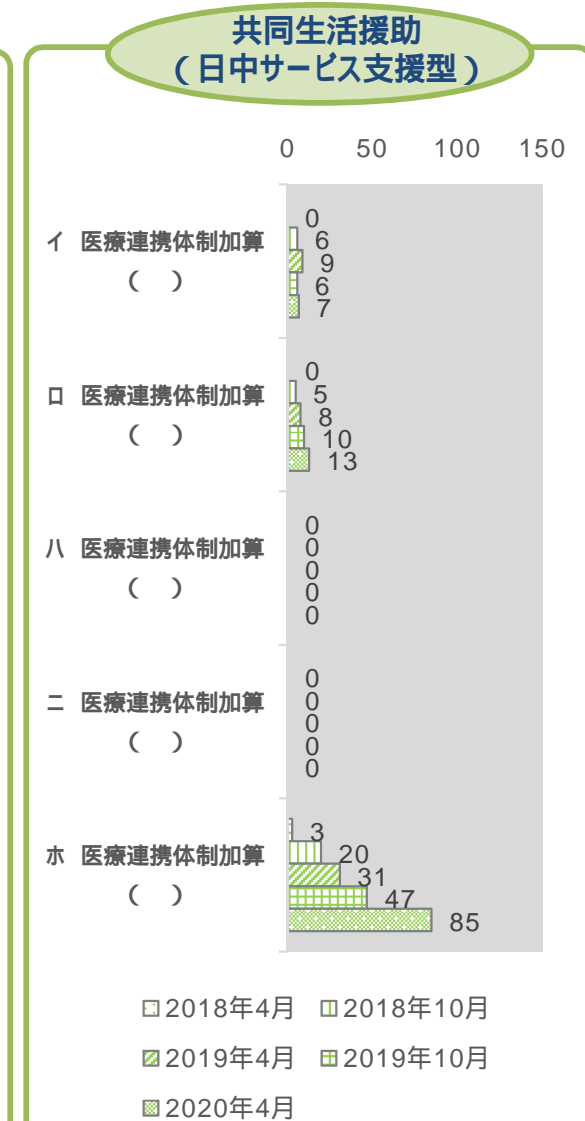
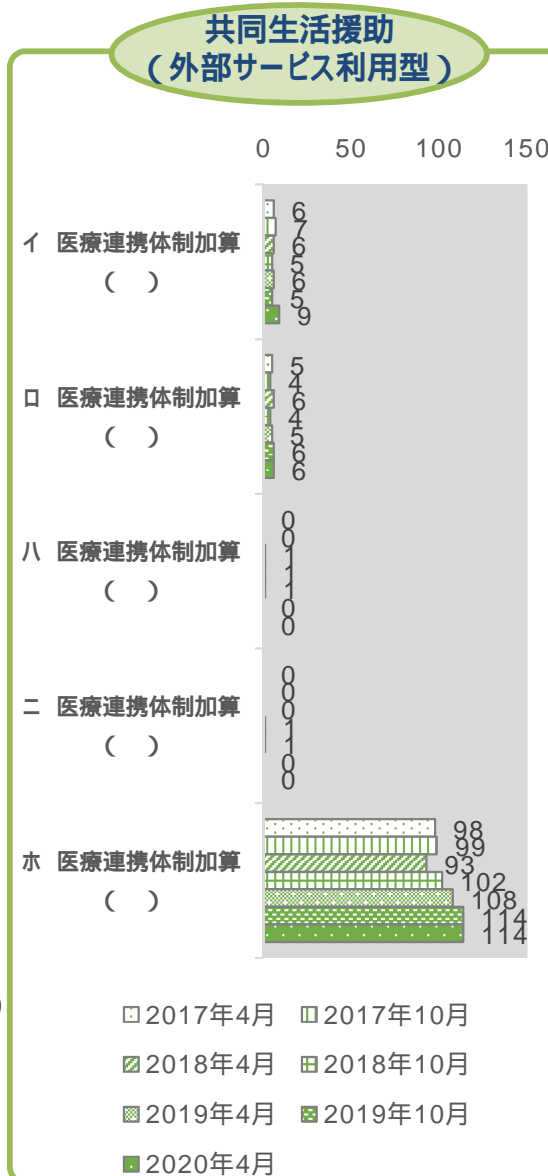
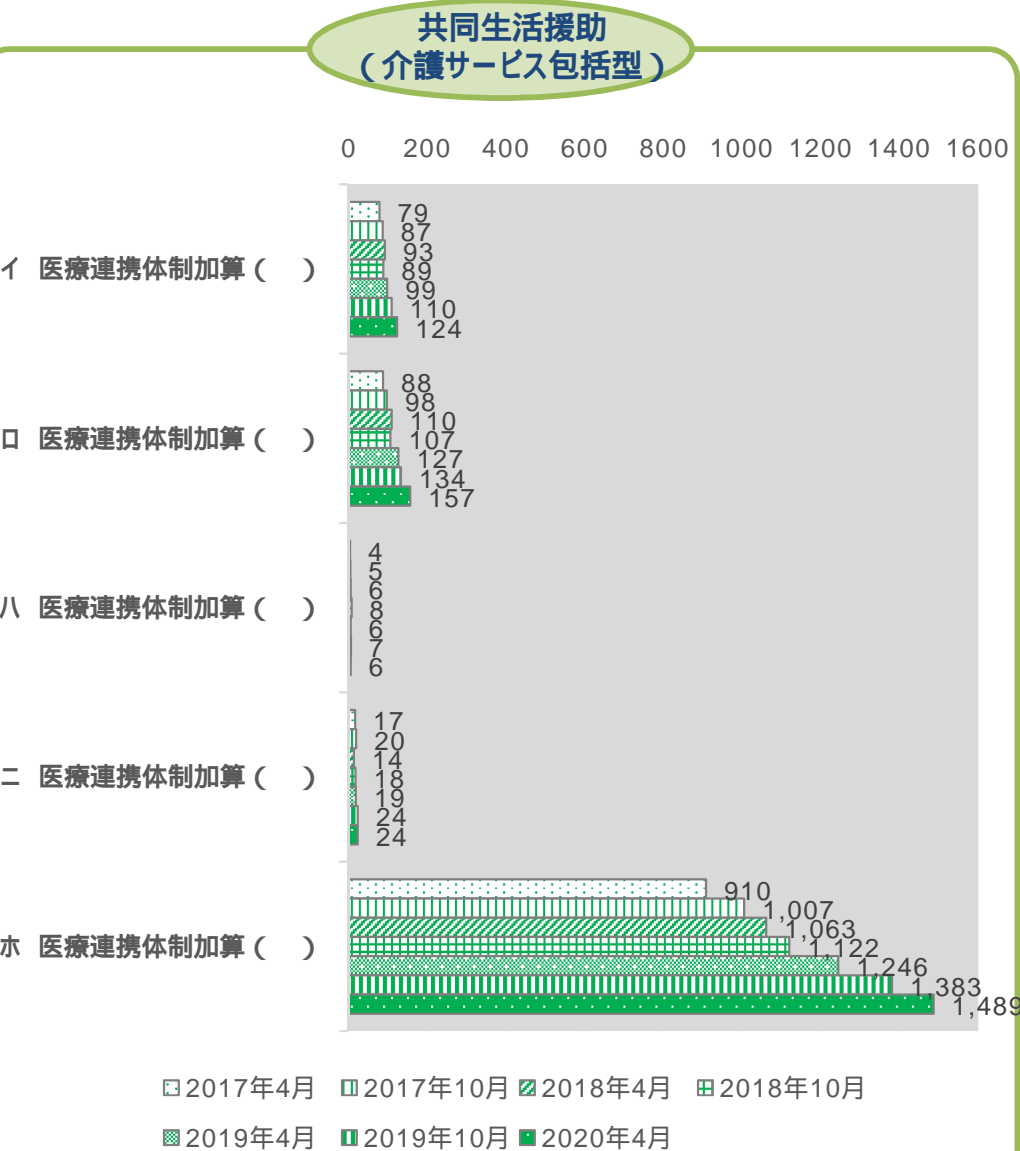


□ 2017年4月 □ 2017年10月 ■ 2018年4月  
▨ 2018年10月 ≡ 2019年4月 ■ 2019年10月  
■ 2020年4月

# 【共同生活援助】 医療連携体制加算の算定状況

共同生活援助では、看護職員による日常的な健康管理を行う医療連携体制加算 の算定事業所が多く、算定事業所数は年々増加している。

## ■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移

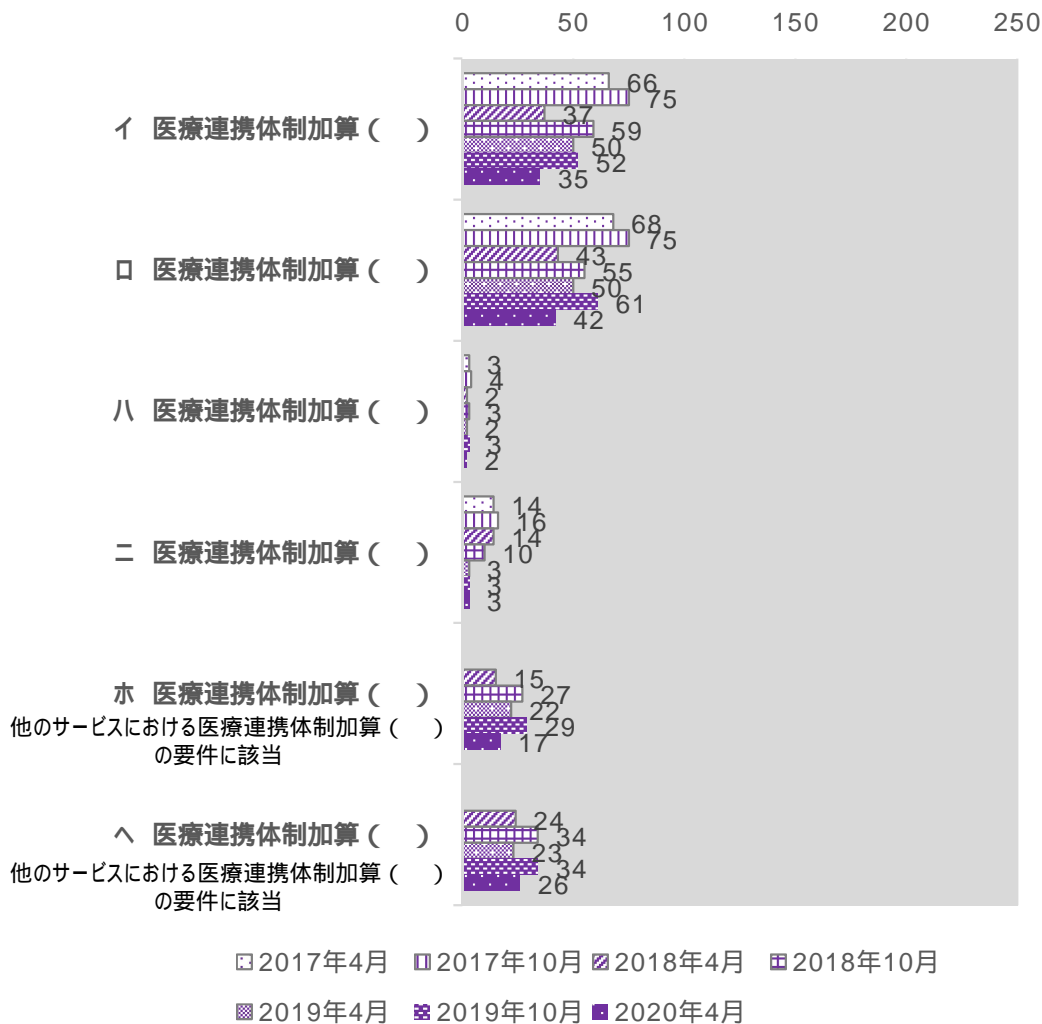


# 【障害児通所支援】 医療連携体制加算の算定状況

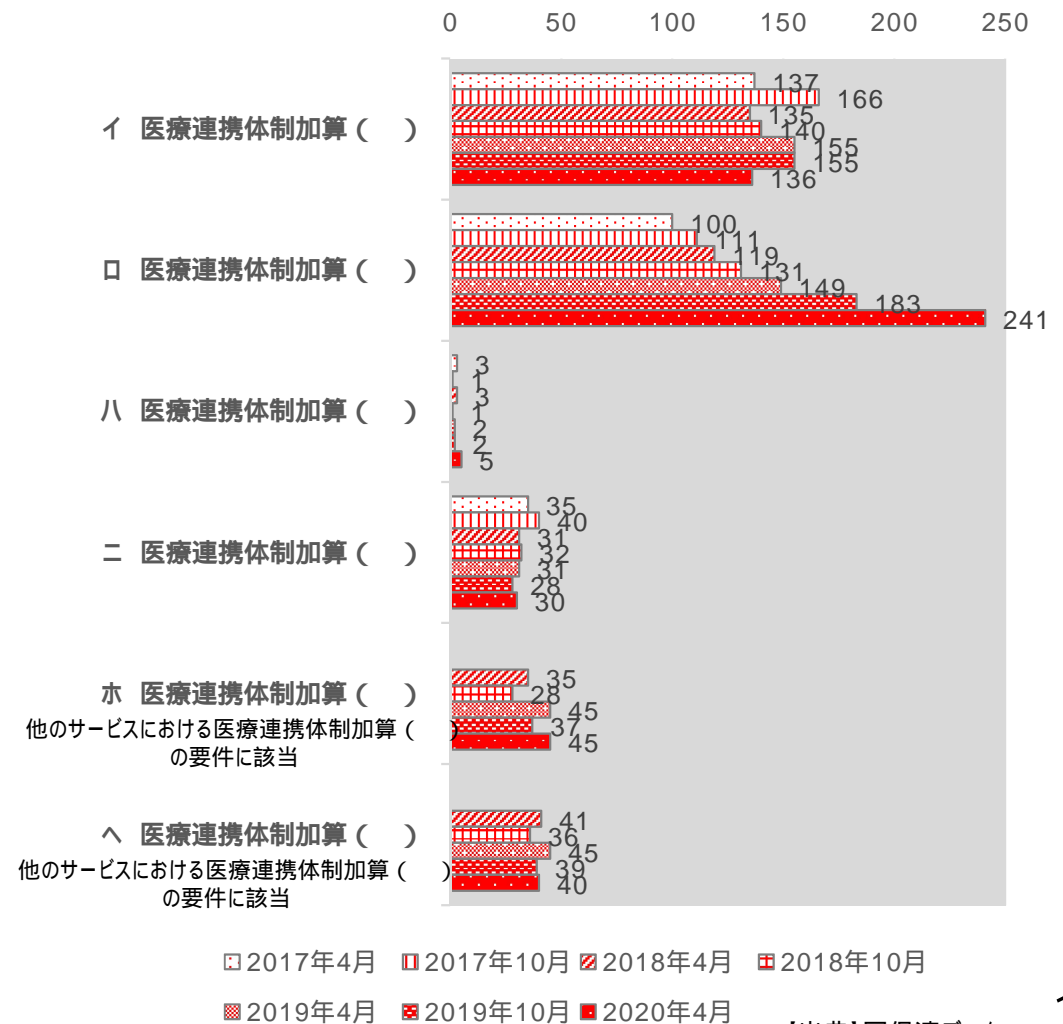
放課後等デイサービスでは、利用者（1人）に対して看護を行う（4時間以下）医療連携体制加算 と利用者（2～8人）に対して看護を行う（4時間以下）医療連携体制加算 の算定事業所が多い。

## ■ 医療連携体制加算の算定事業所数の推移

### 児童発達支援



### 放課後等デイサービス



## 【論点2】地域区分について

### 現状・課題

障害福祉サービス等報酬においては、地域ごとの人件費の差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別に1単位当たりの単価を定めている。

この地域区分は、前回の平成30年度報酬改定以降、介護報酬と同じ区分としており、原則として、国家公務員等の地域手当の区分に準拠して設定している。

また、平成30年度報酬改定では、報酬単価の大幅な変動を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和2年度末まで、見直し前の上乘せ割合と見直し後の上乘せ割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。

介護報酬では、令和3年度報酬改定に向けて、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、以下の対応案が示されているところである（社会保障審議会介護給付費分科会 審議報告[R1.12.17]）。

隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域（完全囲まれルール）【平成30年度報酬改定時にも適用】

隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ありかつ地域手当の設定がない地域（0%）【新規】

隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域【新規】  
のいずれかに該当する自治体を対象として、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域に設定された地域区分の中で一番低い地域区分までの範囲で引き上げる（又は引き下げる）ことを認めること

# 【論点2】地域区分について

## 論 点

介護報酬における検討状況を踏まえ、どのような見直しを行うべきか。

令和2年度末までとしている経過措置について、どのように取り扱うべきか。

## 検討の方向性

障害福祉サービス等報酬における地域区分については、前回平成30年度報酬改定において、介護報酬の地域区分と同じ区分とする見直しを行ったことから、介護報酬における検討状況を踏まえつつ、引き続き介護報酬と同じ区分を設定することとしてはどうか。

経過措置については、介護報酬における取扱いも踏まえ、

現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するか意向を確認し、令和3年度から令和5年度末までの間、現在の区分（経過措置を適用して設定している区分を含む）と見直し後の区分の範囲内で自治体を選択した区分を設定できるようにするとともに、

隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には特例を認めるものとして、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げる（又は引き下げる）

ことを認めること

としてはどうか。



# 地域区分の概要

## 1. 基本的考え方

障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増ししている。

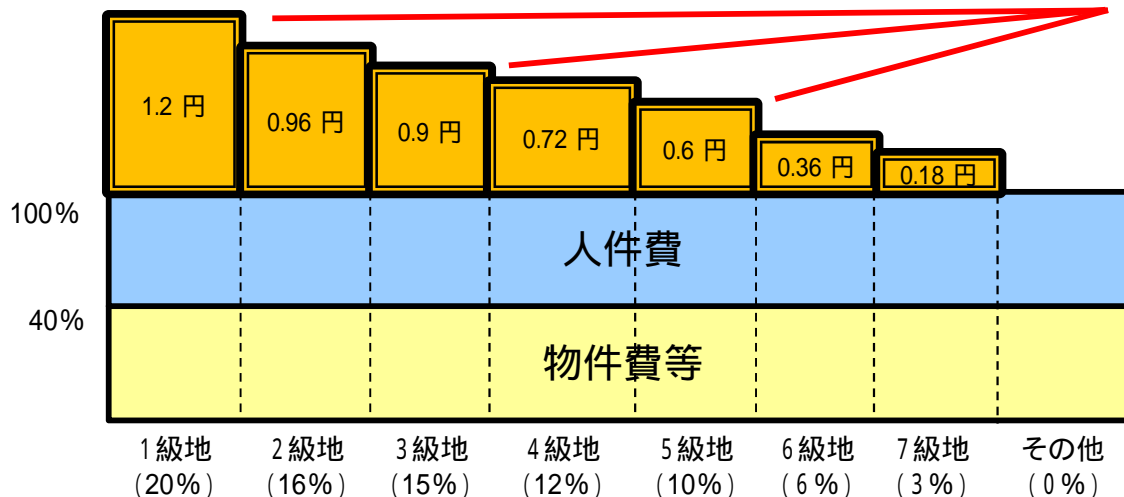
当該地域は、公務員の地域手当の区分を基本とするとともに、公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、平成29年度以前までは障害福祉サービス等で独自に地域区分を設定していたが、平成30年度以降は、介護報酬と同様の地域区分を設定している。一部地域においては、令和2年度末まで経過措置あり。

## 2. 障害福祉サービスの費用(報酬)単価の割増し

報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。

地域区分の上乗せ割合は、障害者サービス、障害児サービスともに以下の8区分  
1級地(20%)、2級地(16%)、3級地(15%)、4級地(12%)、5級地(10%)、6級地(6%)、7級地(3%)、その他(0%)

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例:特別区の場合

1単位の単価 = 10円 + (10円 × 地域別上乗せ割合 × サービス別人件費割合)

$$= 10円 + (10円 \times 20\% \times 60\%) \quad 11.20円$$

# 各制度における地域区分等の比較(令和2年度現在)

障害、介護、保育、医療の各制度における地域区分等(人件費の地域差の調整)の取扱いは以下のとおり。

	障害福祉サービス等	(参考) 介護	(参考) 保育	(参考) 医療	(参考)公務員(国家公務員又は地方公務員)給与(地域手当)
基本的考え方	公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当に準拠 (地域手当の設定がない地域については、別途ルールを設定)			国家公務員の地域手当に準拠 (地域手当の設定がない地域については別途ルールを設定)	
区分の数	8区分	8区分	8区分	8区分	8区分
上乗せの考え方	障害福祉サービス等報酬に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて、地域ごとかつサービスごとの一単位の単価を設定	介護報酬に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて、地域ごとかつサービスごとの一単位の単価を設定	公定価格に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて地域ごとの単価を設定	診療報酬に含まれる人件費相当分を考慮し、入院基本料等に加えて地域ごとの報酬を設定(注1)	
算定例	(単価の算定例) 障害福祉サービス等報酬単位 × 一単位の単価  (東京都特別区) 生活介護の場合 ・ 障害福祉サービス等報酬単位 × 11.22円 (その他) ・ 障害福祉サービス等報酬単位 × 10.00円	(単価の算定例) 介護報酬単位 × 一単位の単価  (東京都特別区) 訪問介護の場合 ・ 介護報酬単位 × 11.40円 (その他) ・ 介護報酬単位 × 10.00円	(単価の算定例) 級地区分ごとの単価を設定  (東京都特別区) (乳児)194,730円 (その他)(乳児)167,280円 *90人定員規模(保育所)	(単価の算定例) (東京都特別区) 入院基本料等 + (18点 × 10円) (その他) 入院基本料等 + 0円 * 一般病棟7.1 入院基本料 (急性期一般入院基本料1) 例 1,650点(1日につき)	20%、16%、15%、12%、10%、6%、3%、0%
特例について	(平成30年度改定) 【障害者サービス】 ・ 現行の公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直すとともに、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。(当該見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和2年度末まで必要な経過措置を講じる。)  【障害児サービス】 ・ 障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。(障害者サービスと同様の経過措置を講じる。)	(平成27年度改定) ・ 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がない(0%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(0%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。(複数隣接ルール)  (平成30年度改定) ・ 地域手当準拠又は複数隣接ルールを適用した結果、当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。(低い地域に囲まれている場合は同様に引き下げ可能)	・ 公務員の地域手当の設定がない市町村については、地域区分の設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分に引き上げる。  ・ 公務員の地域手当の設定がある市町村については、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。	以下の要件のいずれかに該当する場合は上乗せ対象とする。 ・ 地域手当の支給対象地域(以下「対象地域」という。)に周囲を囲まれている地域 ・ 複数の対象地域に隣接している地域 上乗せ点数(または割合)は、周辺の対象地域の乗せ点数(または割合)の区分のうち、低い区分により設定。	
直近の見直し時期	平成30年4月1日 (注2)	平成30年4月1日 (注2)	令和2年4月1日	令和2年4月1日 (注2)	平成27年4月1日 (注3)
経過措置	各自治体の意見を踏まえた設定(注4)	各自治体の意見を踏まえた設定(注5)	子ども・子育て支援新制度施行後の地域区分の適用により、従前の地域区分から割合が引き下がる市町村については、従前の地域区分を適用	-	俸給表は平成27年4月1日に切替え 地域手当の支給割合は段階的に引上げ

(注1)医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組みである。

(注2)報酬改定にあわせて見直しを実施

(注3)人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている。(次回見直しは令和7年4月1日予定)

(注4)平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から、令和2年度末までに適用される介護の地域区分の設定値の範囲内の区分で設定可能(令和2年度末までの経過措置)

(注5)平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から、地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で設定可能(令和2年度末までの経過措置)

# 現在の地域区分の適用地域（障害者サービス）

経過措置適用地域以外

現在の障害者サービスの地域区分

地域区分 (上乗せ割合)	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)					7級地 (3%)					その他 (0%)
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 大阪府 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 芦屋市	茨城県 牛久市 千葉県 船橋市 浦安市 東京都 八王子市 武蔵野市 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 守谷市 埼玉県 埼玉市 志木市 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 四街道市 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛知県 刈谷市 豊田市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市	大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 人間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町	千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 東京都 武蔵村山市 奥多摩町 神奈川県 三浦市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 日進市 愛西市 北名古屋 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町	三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 福井県 春日市 大野城市 福津市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町	千葉県 東金市 君津市 富津市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 瑞穂町 神奈川府 箱根町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市	静岡県 浜北市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 蒲都市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 飛鳥村 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村	三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 藤原市 長浜市 洲西市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町	奈良県 王寺町 広陵町 河合町 岡山市 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 長崎県 長崎市	その他 (0%)
地域数	23	6	20	18	45	124	155	1273								

# 現在の地域区分の適用地域（障害者サービス）

## 経過措置適用地域

現在の障害者サービスの地域区分（経過措置適用地域）

地域区分 (上乗せ割合)	3級地 (15%) (本来の級地)	4級地 (12%) (本来の級地)	5級地 (10%) (本来の級地)	6級地 (6%) (本来の級地)	7級地 (3%) (本来の級地)	その他 (0%) (本来の級地)	
地域	埼玉県 和光市 (5級地) 千葉県 成田市 (4級地) 印西市 (5級地) 東京都 福生市 (6級地) 清瀬市 (4級地)	茨城県 取手市 (5級地) つくば市 (5級地) 千葉県 袖ヶ浦市 (6級地) 東京都 青梅市 (3級地) 兵庫県 西宮市 (3級地) 宝塚市 (3級地)	茨城県 土浦市 (6級地) 石岡市 (その他) 埼玉県 朝霞市 (4級地) 千葉県 習志野市 (4級地) 東京都 羽村市 (6級地) 檜原村 (7級地) 愛知県 豊明市 (6級地)	茨城県 龍ヶ崎市 (5級地) ひたちなか市 (7級地) 那珂市 (7級地) 大洗町 (7級地) 東海村 (その他) 阿見町 (7級地) 千葉県 木更津市 (7級地) 八千代市 (5級地) 静岡県 沼津市 (7級地) 御殿場市 (7級地) 愛知県 瀬戸市 (7級地) 大府市 (7級地) 知多市 (7級地) 尾張旭市 (7級地) 京都府 南丹市 (その他) 大阪府 四條畷市 (3級地) 兵庫県 伊丹市 (5級地)	宮城県 名取市 (その他) 茨城県 桜川市 (その他) 埼玉県 坂戸市 (6級地) 嵐山町 (その他) ときがわ町 (その他) 千葉県 富里市 (その他) 栄町 (6級地) 富山県 南砺市 (その他) 長野県 上田市 (その他) 岡谷市 (その他) 飯田市 (その他) 諏訪市 (その他) 伊那市 (その他) 下諏訪町 (その他) 岐阜県 高山市 (その他) 関市 (その他) 羽島市 (その他) 美濃加茂市 (その他) 岐南町 (その他) 笠松町 (その他) 坂祝町 (その他)	静岡県 湖西市 (その他) 滋賀県 高島市 (その他) 米原市 (その他) 多賀町 (その他) 京都府 井手町 (その他) 兵庫県 小野市 (その他) 加西市 (その他) 加東市 (その他) 和歌山県 和歌山市 (6級地) 橋本市 (6級地) 紀の川市 (その他) 岩出市 (その他) かつらぎ町 (その他) 広島県 熊野町 (その他) 福岡県 太宰府市 (6級地) 糸島市 (6級地) 那珂川町 (6級地) 粕屋町 (6級地) 佐賀県 佐賀市 (その他)	長野県 塩尻市 (7級地) 福岡県 古賀市 (7級地)
地域数	5	6	7	17	40	2	

# 現在の地域区分の適用地域（障害児サービス）

経過措置適用地域以外

現在の障害児サービスの地域区分

地域区分 (上乗せ割合)	1級地 (2.0%)	2級地 (1.6%)	3級地 (1.5%)	4級地 (1.2%)	5級地 (1.0%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)					
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国立市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 千葉県 船橋市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 守谷市 埼玉県 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 四街道市 東京都 あきる野市 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 北名古屋市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 愛知県 刈谷市 豊田市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市	広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 宮城県 仙台市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 人間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 白井市 酒々井町 栄町	東京都 武蔵村山市 奥多摩町 神奈川県 神奈川県 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 稲沢市 知立市 愛西市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 大治町 蟹江町 三重県 津市 和歌山市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 粕屋町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 島本町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 粕屋町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 笠間市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 奈良県 天理市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 木更津市 尾張旭市 高浜市 田原市 清須市 豊山町 飛鳥村 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村	三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町	岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 長崎県 長崎市	1級地から 7級地以外 の地域
地域数	23	6	21	19	44	120	137	1302					

# 現在の地域区分の適用地域（障害児サービス）

## 経過措置適用地域

現在の障害児サービスの地域区分（経過措置適用地域）															
地域区分 （上乗せ割合）	2級地 （16%） （本来の級地）	3級地 （15%） （本来の級地）	4級地 （12%） （本来の級地）	5級地 （10%） （本来の級地）	6級地 （6%） （本来の級地）	7級地 （3%） （本来の級地）	その他 （0%） （本来の級地）								
地域	千葉県 袖ヶ浦市（6級地） 印西市（5級地） 東京都 武蔵野市（3級地） 国分寺市（3級地） 清瀬市（4級地） 東久留米市（5級地）	埼玉県 和光市（5級地） 千葉県 成田市（4級地） 習志野市（4級地） 八千代市（5級地） 東京都 福生市（6級地）	茨城県 取手市（5級地） つくば市（5級地） 埼玉県 東松山市（6級地） 志木市（5級地）	茨城県 土浦市（6級地） 埼玉県 富士見市（6級地） 三芳町（6級地） 愛知県 西尾市（6級地） 豊明市（6級地） 大阪府 羽曳野市（6級地）	茨城県 ひたちなか市（7級地） 栃木県 大田原市（7級地） 埼玉県 滑川町（7級地） 長野県 塩尻市（7級地） 静岡県 沼津市（7級地） 御殿場市（7級地） 愛知県 瀬戸市（7級地） 豊川市（7級地） 大府市（7級地） 知多市（7級地） 大阪府 四條畷市（3級地）	宮城県 名取市（その他） 東京都 羽村市（6級地） 日の出町（5級地） 長野県 諏訪市（その他） 伊那市（その他） 岐阜県 美濃加茂市（その他） 愛知県 日進市（6級地） 長久手市（6級地） 東郷町（6級地） 大阪府 豊能町（6級地） 兵庫県 赤穂市（その他） 広島県 三原市（その他）	茨城県 下妻市（7級地） 常総市（7級地） つくばみらい市（7級地） 大洗町（7級地） 群馬県 玉村町（7級地） 埼玉県 川島町（7級地） 千葉県 我孫子市（6級地） 鎌ヶ谷市（6級地） 山武市（7級地） 大網白里市（7級地） 静岡県 島田市（7級地） 裾野市（7級地） 函南町（7級地） 清水町（7級地） 長泉町（7級地） 愛知県 蒲郡市（7級地） 新城市（7級地） 岩倉市（7級地） 大口町（7級地） 扶桑町（7級地） 兵庫県 高砂市（7級地） 稲美町（7級地） 播磨町（7級地） 福岡県 古賀市（7級地） 那珂川町（6級地）	地域数	6	5	4	6	11	12	25

# 【参考】地域区分と1単位あたりの単価（障害者サービス）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

# 【参考】地域区分と1単位あたりの単価（障害児サービス）

				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
				20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)				10円								
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	居宅訪問型児童発達支援				11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
保育所等訪問支援				11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合			11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合		11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	当該施設が単独施設の場合			11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	併設する施設が主たる施設の場合			11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合				11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合			10円								
肢体不自由児の場合			10円										
重症心身障害児の場合			10円										
障害児相談支援				11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		



## 地域区分の設定方法について（令和3年度改定）

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

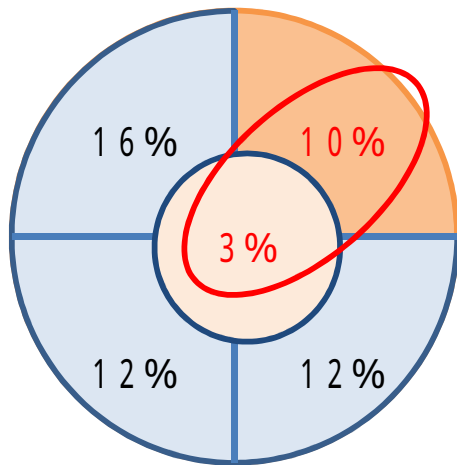
【特例】 又は の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合  
引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

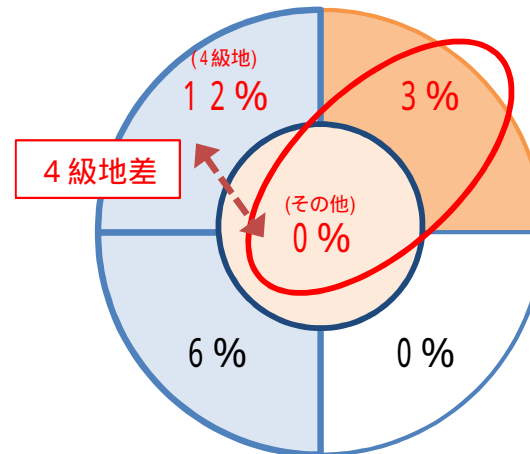
【 に該当する事例】



特例  
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

6%又は10%を選択可

【 に該当する事例】



特例  
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

3%を選択可

【級地の設定状況】（平成30年から令和2年）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ率	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
自治体数	23か所	6か所	24か所	22か所	52か所	137か所	169か所	1,308か所

## 各自治体に適用される級地の見直しの考え方（これまでの取扱い）

【原則】 公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】 公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、特例として級地の変更を認める。

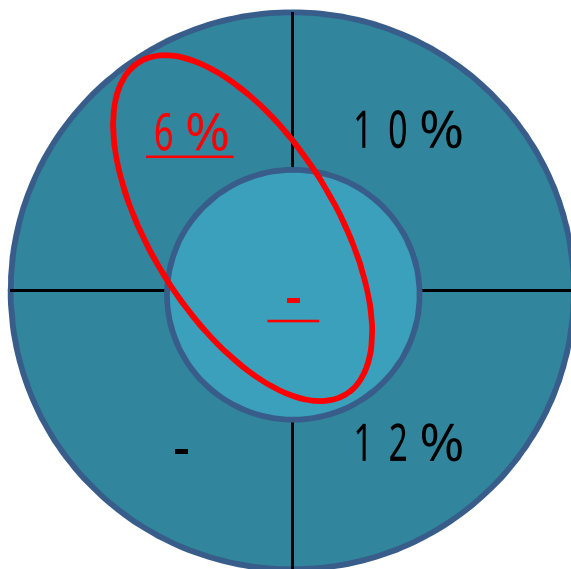
平成27年度介護報酬改定

公務員の地域手当の設定がない(0%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(0%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(複数隣接ルール)

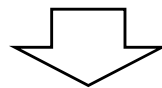
平成30年度介護報酬改定

当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(完全囲まれルール)

【上記 に該当する事例】



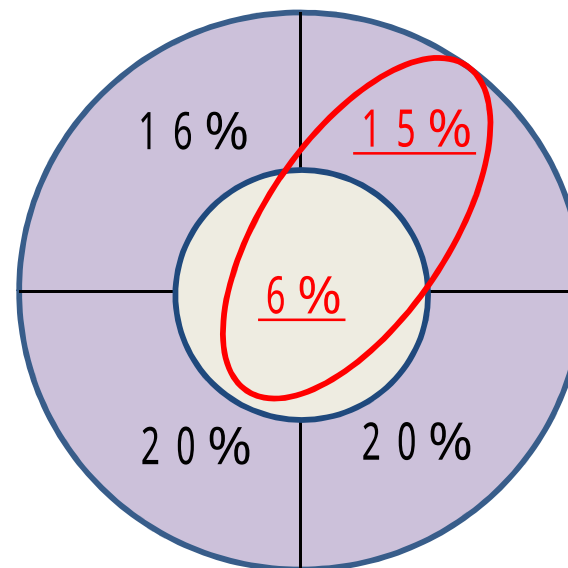
原則  
地域手当の区分に準拠  
0%



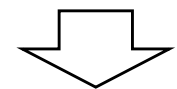
**特例**  
複数隣接している地域区分のうち、一番低い地域区分の範囲内で選択可能

- 以下のいずれかを選択
- ・ 0%
  - ・ 3%
  - ・ 6%

【上記 に該当する事例】



原則  
「地域手当の区分に準拠」  
6%



**特例**  
当該地域を囲んでいる地域区分のうち、一番低い地域区分の範囲内で選択可能

- 以下のいずれかを選択
- ・ 6%
  - ・ 10%
  - ・ 12%
  - ・ 15%

(注) 地域手当の設定がある地域には適用されない

## 1. 複数隣接ルール及び完全囲まれルール等の適用状況

(自治体数)

	合計 (A+B)	最終値 適用済 (H30改定時) (A)	経過措置適用中 (段階的に引き上げ又は引き下げ)		
			(B)=(C)+(D)	本来の級地よりも 引き上げ(C)	本来の級地よりも 引き下げ(D)
公務員の地域手当に準拠	358	272	86	3	83
複数隣接ルールを適用	48	47	1		1
完全囲まれルールを適用	29	18	11	1	10
広域連合ルールを適用	3	3			

## 2. 令和3年度改定で設定する特例の適用が見込まれる地域

隣接地域全てが高い(低い)自治体数 44(周囲が全て高い12、低い32)

当該地域よりも高い級地と複数隣接しており、その中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域がある自治体数 7

(参考) 平成30年度改定において級地変更があった自治体数 48 (引き上げ48、引き下げ0)

完全囲まれルールの適用	4
経過措置の変更	14
経過措置の終了	27 ( 2 )
広域連合の新設 ( 1 )	3

- ( 1 ) 平成27年度介護報酬改定において、「広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議より、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定」を認めたところであり、平成30年度から新たに広域連合を形成する地域も同様の取扱いとしている。
- ( 2 ) 経過措置を終了する30自治体のうち、広域連合の新設により従前(経過措置の値)と同じ値を設定する3自治体を除いている。